令和4年第2回堺市教育委員会議事録

	令和 4 年第 2 回堺市教育委員会議事録
開催日	令和4年2月7日(月)
場所	堺市総合福祉会館 5 階第 3 研修室 A・B
会議種類	定例会
教育長の報告	①令和3年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰者の決定について ②審査請求の裁決について
議案・報告	議案第2号 市長からの意見聴取(損害賠償の額の決定)について 議案第3号 市長からの意見聴取(令和3年度 堺市一般会計補正予算(第9号))について 報告第2号 市長からの意見聴取(令和4年度 堺市一般会計予算)について 報告第3号 市長からの意見聴取(令和3年度 堺市一般会計補正予算(第8号))について 報告第4号 市長からの意見聴取(職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例)について
その他報告	①請願の報告について(請願第1号)
教 育 長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山嵜久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事 中山真裕美教委総務部長 長山秀基教職員人事部長 太田雅之学校教育部部理事 藤本慎也教育センター所長 橋本宏司教委総務課長、志波政宏教職員人事課長、森内正人権教育課長 永木里恵教育政策課長、至田義朋教育政策課長補佐
署名委員	宮本功委員 鈴木真由子委員
開会宣言	午後 2 時 30 分
日渡円教育長	これより、令和4年第2回教育委員会を開催します。 本日は定例会です。 傍聴の申出がありますので、会議規則第15条の規定により傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に関係する理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第 17 条第 3 項の規定によりまして、鈴木委員、新谷委員を指名します。
【その他報告①】	請願の報告について (請願第1号)
日渡円教育長	最初に、令和4年1月12日に、教育委員会に対する請願書を受け付けましたので、堺市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により報告します。 詳細は、担当課長から報告してください。
【説 明】 森内正人権教育課 長	令和4年1月12日に、教育委員会に対する請願書を受付いたしました。 請願の内容といたしましては、「堺市議会北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進するための決議 2021年12月21日は、堺市教育委員会が特定の教材の使用や特定の教育活動の実施を市立学校園に強制したり、指示する根拠となるものではないこと、教育内容や教材の選定を含む教育課程の編制は、各学校の裁量において行われるべきことの確認を求めます。」というものです。
	請願の要因といたしましては、令和3年12月堺市議会におきまして、「北

	朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進するための決議」が全会一致で可決されました。
	決議の内容といたしましては、「堺市議会は、1 日も早い拉致被害者全員の 救出に向けて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組
	を推進する。」というものです。 教育委員会の考え方としましては、学校の教科用図書・本市作成の副教材を
	教育委員会の考えがとしましては、子校の教科用図書・本門作成の副教材を 除いた学習における教材や指導内容等については、学校を取り巻く状況や児童
	生徒の発達段階に応じて主体的に考えていくことができるよう、教育課程の編成権を有する各学校で判断するということとなっています。
	成権を有りる谷子校で刊めりるということとなっていまり。 また、教育委員会事務局としまして、特定の教材使用等についての指示は行
	っておりません。
日渡円教育長	説明が終わりました。当請願の内容について、ご意見ございませんか。 よろしいでしょうか。ご意見はないようです。先ほどの説明のとおり、教育
	委員会として特定の教材使用等については指示を行っていないということで す。いただいた請願は、貴重なご意見として承りますが、会議には付議しない
	9。いただいに前頗は、貝里なこ思見として掛りまりが、云磯には竹磯しないということでよろしいでしょうか。
	それでは、会議には付議しないということとします。
(教育長の報告①②	②及び、議案第2号~第3号は秘密会)
【教育長の報告 ①】	令和3年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰者の決定について
日渡円教育長	初めに、教育長の報告①「令和3年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)
	被表彰者の決定について」と報告②「審査請求の裁決について」は、私のほうから報告をします。
	1 件目については、報道発表前であること、2 件目については、関係者のプ
	ライバシー保護の観点から、秘密会とすることにご異議ありませんか。
	また、日程第1「議案第2号」及び日程第2「議案第3号」の「市長からの
	意見聴取について」の2件は、報道発表等による公表前であるために秘密会と することにご異議ありませんか。
日渡円教育長	異議なしと認めます。
	これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
【教育長の報告 ①】	令和3年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の部)被表彰者の決定について
日渡円教育長	それでは、教育長の報告①「令和3年度堺市教育委員会表彰(児童・生徒の
	部)被表彰者の決定について」報告をします。詳細につきましては、担当部長 より説明します。
【説明】	教育委員会表彰の児童・生徒の部は、堺市教育委員会表彰規則に基づき、文
中山真裕美教委総務部長	化活動又はスポーツの大会で優秀な成績を収めた児童・生徒の栄誉をたたえる ために行うものです。
177 FIF IX	児童・生徒の部の被表彰者は 88 件で、被表彰者の詳細につきましては、資
	料1をご覧ください。
	文化の部、スポーツの部とも令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防
	止のため、多くの大会が中止となり、推薦が少なく、表彰件数は例年の4割程 度になっておりましたが、今年度は多くの大会が実施されたことで、令和元年
	度と同程度の表彰件数となっています。
	なお、表彰式につきましては、現在、変異型ウイルスの感染が急拡大してお
	り、堺市内の学校でも学級閉鎖、学校閉鎖が相次いでいる現状を踏まえまして
	中止いたします。 イベントの開催につきましては、大阪府では「新型インフルエンザ等対策特
	別措置法」第24条第9条に基づき協力要請が行われておりまして、開催制限
	の基準を踏まえ、人数制限や感染防止対策を徹底した上で実施されるものもあ
	りますが、教育委員会表彰につきましては、ワクチン接種を受けていない 11
	歳未満の子供が多数出席すること、また、まん延防止等重点措置の延長も考え

<u> </u>	
	られていることから、子供の安全を優先し中止の判断といたしました。
	被表彰者には表彰状を郵送させていただくか、もしくは、推薦された学校へ
	送付し、被表彰者にお渡しいただくこととしております。
日渡円教育長	ただいま説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見ございま
	せんか。
【教育長の報告	審査請求の裁決について
2]	
日渡円教育長	それでは次に、教育長の報告②「審査請求の裁決について」報告します。
	詳細につきましては、担当部長より説明します。
【説明】	この案件は、令和元年12月5日付で審査請求人が行いました公文書公開請
中山真裕美教委総	求について、教育委員会の処分庁である教育政策課が「補正の参考となる情報
務部長	を提供」することなく、「対象文書の特定」をしなかったなどを主張し、令和
1分印义	2年3月9日付で、行政不服審査法に基づき審査請求を行った事案の裁決です。
	内容ですが、審査請求人からの公文書公開請求は、請求対象文書の範囲が不
	明確であったため、学校を所管している教育委員会の中で、教育行政に関する
	広報及び広聴に関することを所掌している教育政策課で対応することとしま
	教育委員会は、審査請求人に対しまして、過去に同様の内容で行った公文書
	公開請求時に、情報提供に切り替えて提供した文書の他にどのような文書を求
	めているのか、文書の特定のために複数回補正を求めましたが、文書の特定に
	至る回答がなかったため、前回情報提供した文書を踏まえ、公開、却下の各決
	定を行ったものでございます。
	次に、裁決内容について読ませていただきます。
	本件公文書公開請求書は、抽象的な表現に終始し、特定すべき対象公文書の
	範囲が極めて不明確であるので、本件請求には、「公文書を特定するに足りる
	事項」の記載として形式上の不備があると認められ、教育委員会が審査請求人
	に補正を求めたことに問題はない。
	また、審査請求人は教育委員会が対象公文書の特定を行わず、「補正の参考
	となる情報」を提供しなかったと主張するが、教育委員会は、本件特定文書を
	審査請求人に示している。
	さらに、審査請求人が令和2年1月6日付補正書で情報の提供を求めた7項
	目についても、教育委員会は年度ごとに関係する公文書の一覧表を示してい
	る。
	それにも関わらず、審査請求人は公文書の特定に足る補正を行わなかったも
	のであるから、本件請求の対象となる公文書が特定されないとして教育委員会
	が本件請求の一部を却下した本件処分は妥当である。よって、本件審査請求は、
	棄却すべきである。
	このような令和4年1月27日付堺市情報公開審査会の答申を踏まえて、同
	年1月31日、棄却裁決を行いました。
	なお、これに合わせて、審査請求人は、審査請求に加えて、損害を受けたと
	して訴訟も提起しておりましたが、この訴訟につきましては、令和4年1月25
	日に確定しています。確定の判決内容については、本市の勝訴となっています
	口に確定しています。確定の刊次内谷については、本用の膀胱となっています。
口海口势之目	
日渡円教育長	ただいま説明が終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見はござい
T ⇔ DL ▼	ませんか。よろしいでしょうか。
【案 件】	日程第1 議案第2号 市長からの意見聴取(損害賠償の額の決定)について
日渡円教育長	次に日程に入ります。
	日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。
	日程第1 議案第2号「市長からの意見聴取(損害賠償の額の決定)につい
	て」を議題とします。
	提案理由の説明をしてください。
【説明】	議案第2号「市長からの意見聴取(損害賠償の額の決定)」につきましては、
藤本慎也教育セン	令和4年第1回市議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運

ター所長	営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。
	本件の概要ですが、指定管理者制度導入施設における利用料金につきまして
	は、緊急事態宣言の発出等に伴う対応として、施設利用をキャンセルする場合
	は利用料金を全額還付とし、還付した利用料金は市が指定管理者に補填する対
	応を行っているところです。
	令和2年度の2月、3月期の緊急事態宣言等の発令時におきまして、堺市教
	育文化センターにおいて、市が指定管理者に対して誤った補填対象期間を伝え
	たため、補填対象期間外の還付を行ったことで、指定管理者に損害が生じたも
	のです。
	いてす。 相手方への対応としましては、市内部での意思確認過程において誤った情報
	伝達が行われたことが原因であることから、本市に過失があると判断し、相手
	方に与えた損害を賠償することを考えています。
	賠償額は、補償対象期間外である令和3年3月8日から同月31日までの機
口海口松大目	関に係る還付額 143 万 5,756 円を予定しています。
日渡円教育長	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
鈴木真由子委員	市の側にミスがあったということであれば、これはしっかりとお支払いしな
	ければならない金額であろうと思いますけれども、同時に、やはりこのミスが
	発生した経緯について、きちんと教育委員会事務局全体で情報を共有するとと
	もに、再発防止に向けた改善策をどのように図っていくのか、周知徹底するよ
	うに、しっかり議論してください。場合によっては全庁的に共有する必要のあ
	る内容かもしれませんので、その辺りの検証をぜひお願いしたいと思います。
	本来であれば払わなくてもいい税金の一部ということを、重く受け止めるべき
	ではないかと思います。
藤本慎也教育セン	今回の事案につきましては、教育センターが指定管理者の業務として扱って
ター所長	いる通常の内容とは大きく異なる、かなり特殊なものであったと理解していま
	す。局内、あるいは局外の関係課とより一層、連携を密にしながら作業に当た
	るということを徹底していきたいと考えています。
日渡円教育長	当該案件については、しっかり検証して、今後ないようにしたいと思います
	が、先ほど、鈴木委員が「本来、支払わないでよい税金を支払うこととなった」
	という発言がありましたが、元々支払わなければいけないものだったのではな
	いのですか。
藤本慎也教育セン	期間が異なることを指定管理者に伝えたということですので、もともと出す
ター所長	べきものではないものを補填するものということになります。
日渡円教育長	分かりました。
	ほかにご意見、ご質問はありませんか。
	ご意見、ご質問なしと認めます。
	本件につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
	ご異議なしと認めます。
	よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
【案件】	日程第2 議案第3号 市長からの意見聴取(令和3年度 堺市一般会計補正
	予算(第9号))について
日渡円教育長	次に、日程第2 議案第3号「市長からの意見聴取(令和3年度 堺市一般
	会計補正予算(第9号))について」を議題とします。
	提案理由を説明してください。
【説明】	議案第3号「市長からの意見聴取 令和3年度堺市一般会計補正予算(第9
橋本宏司教委総務	号) について」は、令和4年第1回市議会定例会に提案するに当たり、地方教
課長	育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求
	められたものです。
	なお、本件は、報告第3号と同じく令和4年第1回市議会定例会に提出する
	補正予算案に関連するものですが、報告第3号とは別議案として会期途中に追
	加提案する予定となっています。
L	

教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳入、歳出予算とも、2,74
万8,000円の増額となっています。
本件につきましては、昨年 11 月に閣議決定されましたコロナ克服・新時代
開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く
方々の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、国が創設した保育士等処況
改善臨時特例交付金を活用し、放課後児童支援員の賃金の改善を図るもので
t.
・ 国の事業の概要としましては、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前
提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施する
ものです。
今回の補正予算におきましては、令和4年2月、3月分で必要な経費を増落
する内容となっています。
日渡円教育長説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか
よろしいでしょうか。
それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。
本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 决】 可決
 (日程第3 報告第2号から報告第3号は一括審議)
【案 件】 日程第3 報告第2号 市長からの意見聴取(令和4年度 堺市一般会計
算)について
日程第3 報告第3号 市長からの意見聴取(令和3年度 堺市一般会計
正予算(第8号))について
日渡円教育長 次に、日程第3 報告第2号「市長からの意見聴取(令和4年度 堺市一線
会計予算)について」から報告第3号「市長からの意見聴取(令和3年度 は
市一般会計補正予算(第8号))について」までの計2件を、一括して審議で
ることに、ご異議ございませんか。
日渡円教育長 異議なしと認めます。
それでは、報告第2号及び報告第3号を一括して議題とします。
提案理由の説明をしてください。
【説 明】 報告第2号及び第3号につきましては、令和4年第1回市議会定例会に提出
橋本宏司教委総務 する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定
課長により、市長から意見を求められたものです。
これらの案件は、いずれも教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議
を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第
項に基づき、令和4年2月1日、教育長において臨時に代理しましたので報告
し、承認を求めるものです。
それでは、報告第2号「令和4年度堺市一般会計予算」について説明します
令和4年度当初予算の概要につきましては、市一般会計は31億円増の4,26
億円、教育費は約 11 億円減の 645 億 6,839 万 1,000 円となっており、構成と
は昨年度から 1.7 ポイント減の 15.1%となっております。
令和4年度に新たに予算化をする債務負担行為について説明します。債務負
担行為は、複数年の事業を実施するに当たり、2年目以降の予算をあらかじる
確保する内容となっています。
内容としましては、例年実施しております教職員の健康診断に関する業務と
なる学校園健診事業、浜寺小学校校舎改築、東三国丘小学校校舎改築に係る
務教育施設整備事業、中学校に配置しております車両のリースに関する中学校
管理運営事業、令和7年度から開始予定の全員喫食制中学校給食を実施する/
めの給食センターの整備や運営に関する中学校給食改革事業について、予算記
上しています。
教育費予算につきまして性質別の増減を示した資料をご覧ください。

先ほど、ご説明いたしました教育費の 11 億円の減要因に関しましては、主に学校園の建設事業にかかる経費や物品購入等、経常的な経費からなる物件費等が主な減額要因となってございます。

当初予算の概要をまとめた資料をご覧ください。

まず、新たな学校のあり方に関する制度設計の実施について説明します。

令和3年度の総合教育会議や教育委員会事務局で設置したタスクフォースで の検討状況を踏まえ、新たな組織を立ち上げた上で、新しい学校のあり方の実 現に向けて本格的に制度設計を実施します。

続きまして、総合的な学力の向上に関する取組について説明します。

学力向上に向け、読解力に着目した取組を行います。読解力モデル校3校におきまして、リーディングスキルテストと調査結果・分析に基づく取組の試行を実施します。

これらの取組については、モデル校における取組の試行検証を行い、令和 5 年度から全校に拡充して実施していきます。

英語教育につきましては、オンライン英会話のモデル実施を現在の小中学校 3 校から中学校 7 校に拡充し、中学校全校実施に向けた検証を行っていきます。 続きまして、学校 I C T 化の推進に向けた取組について説明します。

学校でのICTの活用をより一層推進するため、各学校の推進リーダー候補者に対する研修を実施していきます。

また、緊急時用のモバイルルーターの貸与につきましては、令和3年度に引き続き、通信環境がない家庭の児童生徒への貸出しを実施します。

続きまして、特別支援教育の充実について説明します。

特別支援教育支援員につきましては、支援を要する児童生徒の増加を踏まえ、現在の配置から32名の増員を図ります。

また、医療的ケア看護職員の配置につきましては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受けまして、医療的ケアが必要な児童生徒の看護ができるよう、在籍が見込まれる 16 名について、配置を行いませ

続きまして、教職員の資質向上に関する取組について説明します。

今後、自主性・自律性に富んだ自立した学校運営を行っていくに当たり、学校のマネジメント力を強くしていく必要があるため、管理職のマネジメント力の向上を目的とした研修としまして、大学との共同研究による管理職育成プログラムの開発・実践を行っていきます。

また、探究的な学びや課題解決学習の実現に向けた研修も引き続き実施していきます。

続きまして、いじめや不登校等への対応について説明をします。

スクールソーシャルワーカーについては、現在の配置規模を維持し、学校と 区役所と連携した取組を実施します。

スクールカウンセラーにつきましては、相談件数の増加を踏まえ、配置人数 の増員を図ります。

続きまして、学校教育環境の改善について説明します。

全員喫食制の中学校給食の実施に向け、給食センターの整備・運営に関する 準備に着手します。

また、令和5年度から予定していますモデル校での実施に向け準備を進めていきます。

教室への空調機器に関しましては、現在小学校理科室・家庭科室への整備を 進めており、令和4年の夏の稼働開始を予定しています。

学校のトイレ改修については、引き続き整備を行い、洋便器化を推進します。 その他の取組としましては、校舎の老朽化、また、屋外運動場の狭隘化の解 消を目的に浜寺小学校の校舎改築工事に着手します。

続きまして、学校行事の取組について説明します。

令和3年度は、コロナ禍による影響を踏まえ休止としておりました交響楽団芸術鑑賞事業、特別支援教育に関する合同発表会、または、スポーツ大会、そ

して、中学校の生徒会のつどい、小学校・中学校の連合音楽会、小学校の連合 運動会については予算措置を講じていきます。

実際の実施に当たりましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況 を見て判断していきます。

続きまして、アスベスト対策にかかる取組について説明します。

アスベストが発見された学校への対応としまして、健康リスクの検証に関する懇話会を令和 4 年度も引き続き開催します。

また、福泉小学校につきましては、代替教室数が十分ではないため、新たに 仮設校舎の設置を行っていきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡対策について説明します。

学校のトイレ清掃につきましては、引き続き、感染リスクの低減を図るため 外部委託化を行っていきます。

また、学校等における感染対策のための衛生物品の購入等に関しては、令和4年度当初予算のほか、国の補正予算に対応しました令和3年度2月補正予算において予算措置を行いまして、引き続き、学校園や教育委員会所管施設において感染症対策を講じていきます。

最後に、その他の取組としまして適応指導教室の拡充を行っていきます。

近年の不登校児童生徒の増加や適応指導教室へ通室する児童生徒の増加を 踏まえまして、現在設置しています常設教室2か所、出張教室1か所に加えて、 新たに出張教室1か所を開設します。

続きまして、報告第3号令和3年度堺市一般会計補正予算(第8号)についてご説明します。

歳入予算につきましては、18 款国庫支出金から25 款市債まで、総額で3億1,210万8千円を減額補正します。

歳出予算につきましては、総額8億2,035万7千円を減額補正します。

次に繰越明許費補正について説明します。繰越明許費とは、年度末である3 月末日までに事業完了が見込めないものについて、翌年度に予算を繰越できるようにするものであり、今回は6事業を計上する予定となっています。

また、地方債補正につきましては、当初の予定から追加で地方債を充当可能となった経費がありましたので、地方債の限度額を補正するものとなっています。

概要について説明します。

歳入の国庫支出金については 1 億 6, 781 万 9 千円、府支出金については 1 億 1, 505 万円、それぞれ減額します。

国庫支出金及び府支出金のうち、増額となっています学校教育活動継続支援 に係る補助金については、歳出予算で計上予定の新型コロナウイルス感染防止 対策に係る経費に対応するものです。

減額となっているものにつきましては、それぞれ歳出事業費の減額を踏まえて、財源調整として補正を行うものです。

寄附金につきましては、奨学等基金指定寄附金、また、子ども教育ゆめ基金 指定寄附金としまして、4,900万円増額します。

諸収入につきましては、放課後児童対策事業保護者一部負担金に係る徴収金収入として、8,193万9千円減額します。

市債につきましては、幼稚園建設事業に係るものとして、370万円増額します。

こちらは、いずれも、令和3年度の決算見込みを踏まえて、それぞれ補正するものとなっています。

続きまして、歳出予算について説明します。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費としまして、国の地方創生 臨時交付金を活用するための予算措置としまして、2億2,626万6千円を増額 します。

内容は、教育委員会事務局において実施しております市立学校園の児童生徒の感染状況の把握や情報集約のための人員体制の強化。

	また、市立学校における大型テレビ等の購入、そして、学校園や社会教育施
	設で使用しております感染対策のための物品購入などです。
	次に、その他の歳出予算について、説明します。
	まず、奨学等基金、子ども教育ゆめ基金への寄附に関しては、当初の見込み
	より寄附金額が増加するということに伴いまして、寄附金額に応じた額を基金
	に積み立てられるよう、4,900万円の増額を行います。
	また、堺市教育文化センター指定管理者に対しまして、新型コロナウイルス
	感染症の影響による施設利用キャンセル対応に係る損害賠償金としまして、
	143万6,000円の増額を行います。
	最後に、財源調整のための減額補正について説明します。
	こちらにつきましては、放課後児童対策、また、学校建設にかかる予算執行
	額が減少したことから、財源調整としまして 10 億 9,705 万 9,000 円を減額す
	るものです。
	続きまして、繰越明許費補正について説明します。
	まず、日置荘西小学校屋外便所新築工事に関しましては、工事途中に地中障
	害物が発見されたことにより工期に遅れが生じ、令和4年3月末日までの竣工
	が見込めないということから、令和4年度へ工期延長を行う必要が生じました。
	そのため、繰越をできるように行うものです。
	また、国の補正予算を活用し、学校園で必要な感染症対策のための物品購入
	に関して、歳出予算の補正計上を行っていきますが、予算成立が3月下旬とな
	ることから、翌年度となる令和4年でも執行できるよう、繰越を行うものです。
	最後に、地方債補正に関しましては、みはら大地幼稚園の空調整備の更新工
	事に関しまして、地方債の充当が可能となったため、地方債の限度額370万円
	を増額するものとなっています。
日渡円教育長	ただいま、説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はござ
	いませんか。
鈴木真由子委員	報告2の3ページにあります当初予算の中で、「債務負担行為の新規分」と
	いう表ですけれども、こちらは、令和5年度以降の支出予定額で間違いないわ
	けですね。そうすると、令和4年度分に関しては、これは別途何らかの形で示
	されているという理解でよろしいでしょうか。
橋本宏司教委総	
課長	カー・C ノ C タ タネネ、 C ºノよ ノ にねった C ' / こ/こ V · C / 加伸 C タ 。
	トフトルでナか
日渡円教育長	よろしいですか、
	ほかにございませんか。
	ご意見、ご質問はなしと認めます。
	本件につきましては、それぞれ原案のとおり承認することに、異議ありませ
	λ \hbar ა $^{\circ}$
	異議なしと認めます。
	よって本件は、それぞれ原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
【案件】	日程第4 報告第4号 市長からの意見聴取(職員の服務の宣誓に関する条例
	の一部を改正する条例)について
口海田券去目	次に、日程第4 報告第4号「市長からの意見聴取(職員の服務の宣誓に関
日渡円教育長	
	する条例の一部を改正する条例)について」を、議題とします。
I ⇒ ¥	提案理由を説明してください。
【説明】	続きまして、報告第4号「市長からの意見聴取(職員の服務の宣誓に関する
志波政宏教職員	
事課長	本件についても、教育委員会の議決事項でありますが、教育委員会の会議を
	開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項
	の規定により、令和4年2月1日に教育長において臨時に代理しましたので、
	報告し承認を求めるものです。
	本件は、学校園で勤務する教職員の服務について、宣誓書への署名及び押印
	の取扱いに係る見直しを行うため、職員の服務の宣誓に関する条例を改正する
L	

·	·
	ものです。
	なお、本条例は、教職員以外の職員の服務に係る宣誓書についても規定され
	ており、教職員以外の職員につきましても、同様の見直しが行われます。
	今回の改正の趣旨についてご説明します。
	令和2年7月、国の各府省等において、人事手続等の内部手続について、書
	面・押印・対面の見直しを行うことが閣議決定され、令和3年4月より、国家
	公務員における服務の宣誓について、対面での宣誓書の手続が見直されまし
	た。そのような国の動向を踏まえ、本市教職員における服務の宣誓につきまし
	ても、署名及び押印の取扱いを見直し、宣誓書への署名及び押印を不要とする
	ものです。
	今後のスケジュールですが、令和4年第1回市議会(定例会)で可決されま
	したら、令和4年4月より新たに任用する教職員から、今回見直しを行いまし
	た宣誓書にて手続を行っていく予定です。
口海田粉本目	説明は終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
日渡円教育長	
	よろしいでしょうか。
	ご意見、ご質問なしと認めます。
	本件につきましては、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	ご異議なしと認めます。
	よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
閉 会 宣 言	午後 3 時 13 分
日渡円教育長	以上をもちまして、定例会に付議されました案件は、全て議了しました。
	これをもって、令和4年度第2回教育委員会を閉会いたします。